第七十五条中「「前事業年度末」とあるのは「前連結会計年度末」」を「「当事業年度期首」とあるのは「当連結会計年度期首」」に改める。

第七十六条第一項及び第七十七条中「前連結会計年度末残高」を「当連結会計年度期首残高」に改める。

第七十八条及び第七十九条中「「前事業年度末」とあるのは「前連結会計年度末」」を「「当事業年度期首」とあるのは「当連結会計年度期首」」に改める。

第八十八条中「よって作成した」を「準拠して作成した」に改め、同条第一号を次のように改める。

一　指定国際会計基準（連結財務諸表規則第一条の二第一項第一号ニに規定する国際会計基準をいう。次号において同じ。）と同一である場合には、国際会計基準に準拠して中間連結財務諸表を作成している旨

第八十八条中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　指定国際会計基準が国際会計基準と異なる場合には、指定国際会計基準に準拠して中間連結財務諸表を作成している旨

様式第四号中「評価・換算差額等」を「その他の包括利益累計額」に改める。

様式第五号中「前期損益修正益　×××　×　×××」及び「前期損益修正損　×××　×××」を削る。

様式第五号の次に次の一様式を加える。

様式第五号の二

【中間連結包括利益計算書】

（単位：　円）

	前連結会計年度の連結包括利益計算書（自　平成　年　月　日　至　平成　年　月　日）	当中間連結会計期間（自　平成　年　月　日　至　平成　年　月　日）
少数株主損益調整前中間純利益（又は少数株主損益調整前中間純損失）	×××	×××
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	×××	×××
繰延ヘッジ損益	×××	×××
為替換算調整勘定	×××	×××
持分法適用会社に対する持分相当額	×××	×××
……	……	……
その他の包括利益合計	×××	×××
中間包括利益	×××	×××
（内訳）		
親会社株主に係る中間包括利益	×××	×××
少数株主に係る中間包括利益	×××	×××

（記載上の注意）

連結会社が営む事業のうちに別記事業がある場合その他上記の様式によりがたい場合には、当該様式に準じて記載すること。

様式第六号中「前期末残高」を「当期首残高」に、「評価・換算差額等」を「その他の包括利益累計額」に改め、同記載上の注意3．中「評価・換算差額等」を「その他の包括利益累計額」に、「前連結会計年度末残高」を「当連結会計年度期首残高」に改め、同記載上の注意4．中「評価・換算差額等」を「その他の包括利益累計額」に改める。

（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正）

第四条　中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十二年大蔵省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第二号中「よって作成した」を「準拠して作成した」に改める。

第五条の四中「、第三項、第四項及び第六項」を「及び第四項」に、「同条第三項中「当該事業年度」とあるのは「当中間会計期間」と、「貸借対照表日」とあるのは「中間貸借対照表日」と、「貸借対照表計上額」とあるのは「中間貸借対照表計上額」と、「財務諸表」とあるのは「中間財務諸表」と、「貸借対照表に」とあるのは「中間貸借対照表に」と、同条第四項中「当該事業年度」とあるのは「当中間会計期間」と、同条第六項」を「同条第四項」に改める。

第七十五条中「よって作成した」を「準拠して作成した」に改め、同条第一号を次のように改める。

一　指定国際会計基準（連結財務諸表規則第一条の二第一項第一号ニに規定する国際会計基準をいう。次号において同じ。）と同一である場合には、国際会計基準に準拠して中間財務諸表を作成している旨

第七十五条中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　指定国際会計基準が国際会計基準と異なる場合には、指定国際会計基準に準拠して中間財務諸表を作成している旨

（四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正）

第五条　四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十九年内閣府令第六十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三章の二　四半期連結包括利益計算書　第一節　総則（第八十三条の二―第八十三条の六）　第二節　その他の包括利益（第八十三条の七）　第三節　四半期包括利益（第八十三条の八）　第四章　四半期連結キャッシュ・フロー計算書」を「第三章の二　四半期連結包括利益計算書　第一節　総則（第八十三条の二―第八十三条の五）　第二節　その他の包括利益（第八十三条の六）　第三節　四半期包括利益（第八十三条の七）　第四章　四半期連結キャッシュ・フロー計算書」に改める。

第一条第一項中「四半期連結損益計算書」の下に「、四半期連結包括利益計算書」を加える。

第一条の二第一号中「第一条の二第一項第一号」を「第一条の二第一項第一号」に改め、同条第二号中「よって作成した」を「準拠して作成した」に、「第一条の二第一項第一号ロ」を「第一条の二第一項第一号ロ」に改め、同条に次の一項を加える。

2　特定会社の子会社が連結財務諸表規則第一条の二第二項各号に掲げる要件のすべてを満たす場合には、当該子会社を特定会社とみなして、前項（各号列記以外の部分に限る。）及び第六章の規定を適用することができる。

第十六条第二項を削る。

第五十四条中「評価・換算差額等」を「その他の包括利益累計額」に改める。

第三章の次に次の一章を加える。

第三章の二　四半期連結包括利益計算書

第一節　総則

（四半期連結包括利益計算書の記載方法）

第八十三条の二　四半期連結包括利益計算書の記載方法は、本章の定めるところによる。

2　四半期連結包括利益計算書は、様式第三号の二及び様式第四号の二により記載するものとする。

（四半期連結損益及び包括利益計算書）

第八十三条の三　四半期連結包括利益計算書は、四半期連結損益及び包括利益計算書（四半期連結損益計算書の末尾に本章の規定による記載を行ったものをいう。）を作成する場合には、記載を要しない。

（四半期連結包括利益計算書の区分表示）

第八十三条の四　四半期連結包括利益計算書は、少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益調整前四半期純損失、その他の包括利益及び四半期包括利益に分類して記載しなければならない。

第二節　その他の包括利益

（その他の包括利益の区分表示）

第八十三条の五　連結財務諸表規則第六十九条の五の規定は、その他の包括利益について準用する。